

精神疾患がありながら 働くために必要な 配慮とその求め方



働いていて、こんなことで困っていませんか？

- ☑ 一度にたくさんのことを言われると覚えられずパニックになってしまう
- ☑ 初めての場所や初めて会う人が苦手。
- ☑ 障害者ということで、他の職員との距離感を感じる。
- ☑ 残業をすると睡眠時間が短くなり体調を崩してしまう。
- ☑ 自分の仕事に自信が持てず、不安を感じる。
- ☑ 薬を服用しているため、副作用の口渇がある。
- ☑ 勤務日と通院日が重なってしまう。



合理的配慮ってどんなこと？

平成28年4月1日に施行された改正障害者雇用促進法では、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たった支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)が定められています。

合理的配慮とは、困難があり支援を必要としている人に対して、本人と周囲の人が納得した上で行われる配慮のことで、個々のニーズに合わせて設定されています。

今回の研修会では、「リカバリー・キャラバン隊」を講師としてお招きし、改正障害者雇用促進法について、精神疾患を持つ方が働くために必要な合理的配慮とその求め方を中心に、参加者の皆さんとディスカッションをしながら、学んでいきたいと考えています。



08年より就労支援サービスの支援と利用者、家族が中心になり、リカバリー経験の蓄積と共有と伝達をコンセプトに、精神疾患がありながらも、地域の中で働き、学び、自分らしい人生を歩める社会の実現を目的とし活動を行っている。今回、精神障害者が働くために必要な配慮について実態を調査し、報告書「精神疾患を持つ方が働くための合理的配慮の会話帳 であかい輪！」をまとめ、合理的配慮を円滑に得るためのコツや工夫について、具体的に分かりやすく整理している。

報告書「精神疾患を持つ方が働くための合理的配慮の会話帳 であかい輪！」をまとめ、合理的配慮を円滑に得るためのコツや工夫について、具体的に分かりやすく整理している。

【会費】無料

【日時】平成28年6月25日(土)

13:00~16:30(受付開始 12:30~)

【場所】きらめきプラザ(401号室)

岡山市北区南方2丁目13-1

【定員】50名(先着順)

【対象者】就労に興味関心のある、当事者・家族
障害者を雇用する企業
就労支援を行う関係機関 など

【講師】リカバリー・キャラバン隊

お申込み・お問い合わせ

申し込み締め切り
6月20(月)まで
担当：杉原まで

社会福祉法人あすなろ福祉会 多機能型事業所あすなろ (担当:杉原)

参加ご希望の方は、お名前・ご所属・ご連絡先を以下の方の方法でご連絡下さい。

◆ Eメール : asunaro_fuku@mx32.tiki.ne.jp

◆ 電話・FAX:086-273-9692

「精神疾患がありながら 働くために必要な配慮とその求め方」研修会

参加申し込み書

締切 6月20日(月)

ふりがな			
お名前			
勤務先	連絡先	TEL ()	—
	<input type="checkbox"/> 自宅(携帯) <input type="checkbox"/> 勤務先	FAX ()	—
所属	当事者・家族・企業・関係機関・その他 ()		
講師、発表者への質問があれば、ご記入ください。			

お問い合わせ・お申し込み先 ※メールかFAXでお申込みください。

社会福祉法人 あすなろ福祉会

多機能型事業所あすなろ(担当:杉原)

〒703-8256 岡山市中区浜475-5 TEL/086-273-9692

FAX: 086-273-9692 E-mail: asunaro_fuku@mx32.tiki.ne.jp



駐車場をご利用できませんので、公共交通機関をご利用ください。